

公 告

東広島農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告する。

なお、当該変更後の農業振興地域整備計画書は、東広島市産業部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。

令和8年7月23日

東広島市長 高 垣 廣 徳

